

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型)

ルクセンブルグ籍/契約型/オープン・エンド型外国株式投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間：第5期 (2016年1月1日～2016年12月31日)

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型) (以下「ファンド」といいます。) は、このたび、第5期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍/契約型/オープン・エンド型外国株式投資信託	
信託期間	無期限	
繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められる場合、強制的に行われます。	
運用方針	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建て債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指します。	
主要投資対象	ファンド	DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券 (豪ドルクラス)
	マスター・ファンド	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券を投資対象とし、主に、米ドル建ての新興国の国債に投資します。ファンドの20%を上限として、米ドル以外の通貨建の新興国の国債に投資することができますが、米ドル以外の通貨ポジションは、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用方法	すべての資産は、通常、マスター・ファンドに投資します。	
主な投資制限	管理会社は、ファンドの資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。また、ファンドの投資先であるマスター・ファンドも、原則として、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。 ①証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場 (定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。) で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。 ②同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。 ③ (i) 何らかの種類の株式に投資すること、または (ii) 株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。 ④公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場 (定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。) で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。また、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。 ⑤ファンドの勘定による借入れを行うことはできません (ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。) ⑥デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。 管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンド受益証券の保有者 (受益者) の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。	
分配方針	毎月20日 (同日が評価日でない場合、翌評価日) に分配を行います。	

目 次

	頁
I. 運用経過および運用状況の推移等	1
II. 財務書類	8
III. お知らせ	19

(注1) 米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(豪ドルコース/毎月分配型)(以下「ファンド」といいます。)は、DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドへの投資を目的としたファンド・オブ・ファンズです。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.29円)によります。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

I. 運用経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

▶▶ 運用経過

投資目的および報告期間のパフォーマンス

当ファンドは、DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券(豪ドルクラス)への投資を通じ、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当期は、先進国における歴史的な低水準の金利と資本市場の大幅な価格変動の期間と言えました。これは、世界的に債務水準が高くなったことおよび米国に端を発した金利動向の変化の可能性を巡る不透明感が主な原因です。さらに、新興国市場が安定したにもかかわらず、世界的に経済成長が鈍化しました。2016年後半には、EU離脱の是非を問うイギリスの国民投票結果を受けた不透明感と米国の選挙に関する不透明要素に市場関係者の注目が集まりました。

このような状況において、当期中のファンドのパフォーマンスは、1口当たり7.0%(BVI法^(注)、米ドル建)下落しました。

(注)BVI法は、比較を可能とするための投資信託の価格動向の算出のためにBVI(ドイツ投資信託協会)が採用している標準的な計算方法です。この計算方法は当初の費用は無視しており、分配金は直ちに再投資されると想定されます。

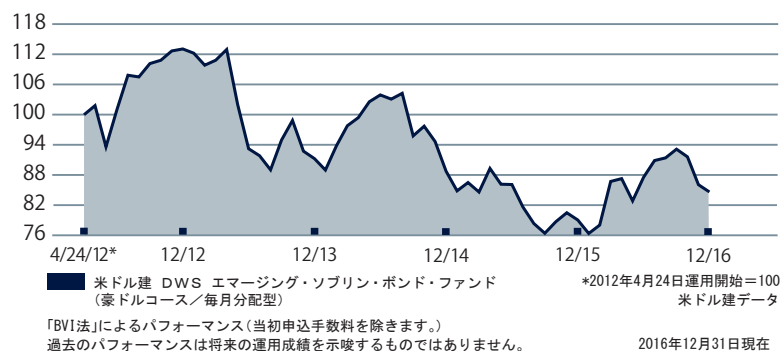
報告期間における投資方針

ポートフォリオ運用の点では、政治的不透明感、石油・コモディティ市場の高いボラティリティおよび新興国の経済成長の低迷がファンドにとって主要なリスクとなりました。しかしながら、各国・地域の中央銀行の金融政策の今後の動向および政策乖離は、さらに重大なリスクとなりました。米国では、米連邦準備制度理事会が政策金利をさらに0.25パーセント引き上げ、2016年12月14日に誘導目標を年率0.50%から0.75%とした一方、欧州中央銀行(ECB)および日本銀行は、極めて緩和的な金融政策を維持しました。

現時点では、ファンドは、DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドにほぼ全額を投資しています。ファンドは、新興国市場の米ドル建て国債への投資を集中的に行ってきました。さらに、新興国の政府機関債もポートフォリオに組み入れました。国別アロケーションの点では、投資対象のDWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドは、概ね広範囲の国を投資対象としました。

市場は2016年に入り、難しいスタートを

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型) 運用開始からのパフォーマンス



米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型) パフォーマンス一覧

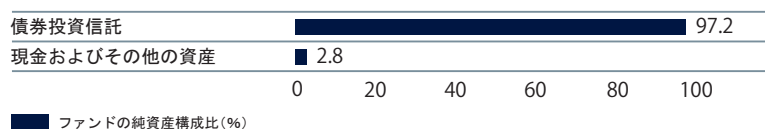
ISIN	1年	3年	運用開始以降*
LU0758196686	7.0%	-7.2%	-15.3%

*2012年4月24日運用開始

「BVI法」によるパフォーマンス(当初申込手数料を除きます。)
過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではありません。

2016年12月31日現在
米ドル建データ

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型) 組入証券



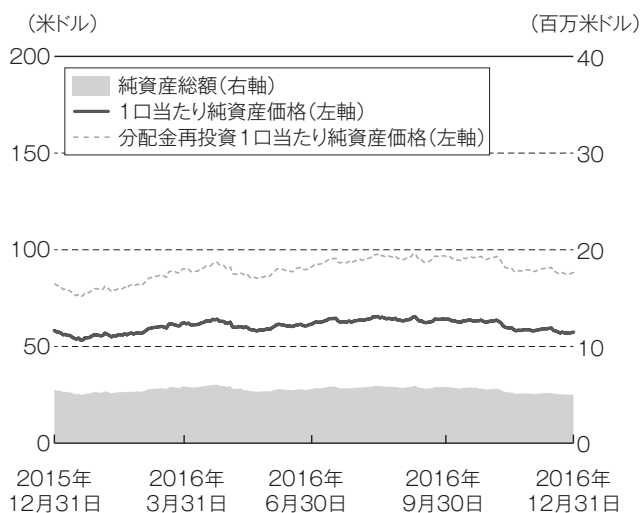
構成比の計算結果は四捨五入しているため、投資明細表と比較した場合ごく僅かな誤差が生じている可能性があります。

切りましたが、新興国の資本市場は、2016年2月に安定し始めました。このトレンドは、高い利回りを求める投資家の動きと2016年2月に始まったコモディティ市場の大幅な回復によって支えられました。コモディティ市場は、2014年夏以降下落圧力に晒されてきました。さらに、先進諸国の中央銀行は極めて緩和的な金融政策を概ね維持しました。2016年10月以降、新興国市場は一時的にやや軟調となりました。これは、低水準からではあるものの、米国で利回りと金利が上昇したことなどが主な原因でした。その後、コモディティ価格が再び上昇した恩恵からコモディティ輸出国を中心に新興国の債券市場は総じて、大幅に上昇しました。ファンドにおいても、例えばロシア債券への投資等を通じて、利益を獲得することができました。ロシア債券については新規発行が見られず、ロシアが外貨建て債務の削減を進めたことから恩恵を受けました。さらに、インドネシアでは徹底的な構造改革、比較的低位のインフレおよび貿易赤字が減少したことからマスター・ファンドにおけるインドネシアの債券の組み入れもパフォーマンスに貢献しました。

今後の運用方針

引き続き当初の運用方針通り、主として、新興国の政府および政府機関等の発行する債券等を主要投資対象としインカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。運用方針としましては、経済ファンダメンタルズや割安度等を注視しながら選択的に投資を行う予定です。また引き続き保有(キャリー)効果の獲得を狙った戦略をとる予定です。

》 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第4期末の受益証券1口当たり純資産価格:

54.78米ドル

第5期末の受益証券1口当たり純資産価格:

53.87米ドル(分配金額4.80米ドル)

騰落率:

7.01%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

豪ドルは米ドルに対して前期末比で小幅な動きにとどまった一方、投資家の利回りを求める動きやコモディティ価格の回復を背景とする債券価格の上昇を受けて、1口当たり純資産価格は上昇しました。

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注4) ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注5) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

》 分配金について

当期(2016年1月1日~2016年12月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2016/ 1 /20	49.79	0.40 (0.80%)	-3.75
2016/ 2 /22	53.17	0.40 (0.75%)	3.78
2016/ 3 /22	57.93	0.40 (0.69%)	5.16
2016/ 4 /20	60.38	0.40 (0.66%)	2.85
2016/ 5 /20	55.16	0.40 (0.72%)	-4.82
2016/ 6 /20	57.59	0.40 (0.69%)	2.83
2016/ 7 /20	59.12	0.40 (0.67%)	1.93
2016/ 8 /22	60.84	0.40 (0.65%)	2.12
2016/ 9 /20	59.18	0.40 (0.67%)	-1.26
2016/10/20	59.84	0.40 (0.66%)	1.06
2016/11/21	54.65	0.40 (0.73%)	-4.79
2016/12/20	53.50	0.40 (0.74%)	-0.75

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額
以下同じです。

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2016年1月20日の直前の分配落日(2015年12月21日)における1口当たり純資産価格は、53.94米ドルでした。

≫ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅱ.財務書類、投資ポートフォリオ」をご参照ください。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要			
管理報酬	純資産総額の年率1.1%以内 管理会社は、ファンドから管理報酬(一括報酬)を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払います。		管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料(日本の代行協会会員報酬等)の対価として管理会社に支払われます。	
	手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
	代行協会会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)
販売報酬	販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)	
その他の費用 (当期)	0.82%		借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息、監査および公告費用、法務およびコンサルティング費用、年次税	

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

(3) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2017年4月末日現在)

銘柄	種類	国・地域等	数量 (口)	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
DWS Emerging Sovereign Bond Master Fund USD (AUD)	投資信託 受益証券	ルクセン ブルグ	51,000.00	104.22	5,315,465.31	98.88	5,042,880.00	98.08

② 投資不動産物件

該当ありません (2017年4月末日現在)

③ その他投資資産の主要なもの

該当ありません (2017年4月末日現在)

(4) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2012年12月末日)	17,449,057.12	1,941,905,567	107.10	11,919
第2会計年度末 (2013年12月末日)	10,212,868.70	1,136,590,158	78.89	8,780
第3会計年度末 (2014年12月末日)	7,671,517.56	853,763,189	69.04	7,683
第4会計年度末 (2015年12月末日)	5,525,734.52	614,958,995	54.78	6,096
第5会計年度末 (2016年12月末日)	5,044,191.69	561,368,093	53.87	5,995
2016年1月末日	5,265,258.24	585,970,590	52.50	5,843
2月末日	5,320,530.40	592,121,828	53.24	5,925
3月末日	5,865,701.07	652,793,872	58.74	6,537
4月末日	5,852,726.39	651,349,920	58.73	6,536
5月末日	5,382,684.30	599,038,936	55.36	6,161
6月末日	5,582,309.72	621,255,249	58.08	6,464
7月末日	5,735,969.56	638,356,052	59.88	6,664
8月末日	5,731,570.40	637,866,470	59.83	6,658
9月末日	5,800,276.14	645,512,732	60.55	6,739
10月末日	5,556,189.53	618,348,333	59.17	6,585
11月末日	5,141,479.33	572,195,235	55.20	6,143
12月末日	5,044,191.69	561,368,093	53.87	5,995

② 分配の推移

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
第1会計年度 (2012年4月24日～2012年12月末日)	5.60	623
第2会計年度 (2013年1月1日～2013年12月末日)	8.40	935
第3会計年度 (2014年1月1日～2014年12月末日)	8.40	935
第4会計年度 (2015年1月1日～2015年12月末日)	7.20	801
第5会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日)	4.80	534
2017年1月20日	0.40	45
2017年2月20日	0.40	45
2017年3月21日	0.40	45
2017年4月20日	0.40	45

<参考情報>

マスター・ファンドの概要

》 DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(2016年1月1日~2016年12月31日)

● 保有銘柄情報

(組入銘柄数: 59銘柄)

上位10銘柄	種類	国・地域名等	投資比率
Turkey 05/05.06.20	債券	トルコ	3.68%
RSHB Capital/Rossiyskiy 13/25.07.18 LPN	債券	ロシア	3.50%
Petróleos Mexicanos (PEMEX) 06/15.06.35	債券	メキシコ	3.37%
ESKOM Holdings 15/11.02.25 MTN Reg S	債券	南アフリカ	3.02%
Romania 12/07.02.22 MTN Reg S	債券	ルーマニア	2.93%
VEB Finance/VEB Bank 10/09.07.20 LPN	債券	ロシア	2.78%
KazAgro Nat. Management Hldg. 13/24.05.23 MTN RegS	債券	カザフスタン	2.42%
Peru 07/14.03.37	債券	ペルー	2.15%
Majapahit Holding 07/29.06.37 Reg S	債券	インドネシア	2.03%
Majapahit Holding 09/20.01.20 Reg S	債券	インドネシア	1.93%

(注) 投資比率はマスター・ファンドの純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。

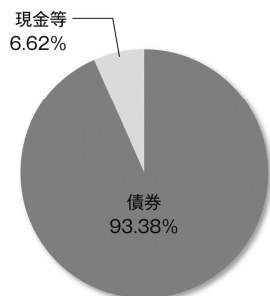
(2016年12月31日現在)

● 費用の明細

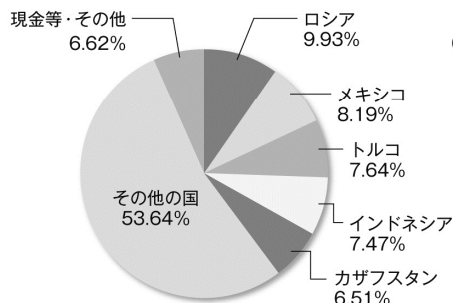
項目	米ドル
管理報酬	495,414.83
保管報酬	2,143.48
監査費用、弁護士費用および公告費用	21,392.78
年次税	12,136.73
その他費用	85,413.39
合計	616,501.21

(注) 上記は年間総額を表示しています。

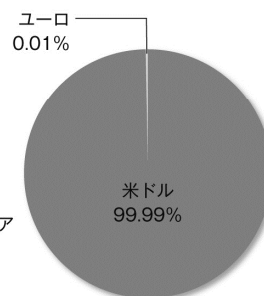
● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



(注) 上記円グラフには、四捨五入した比率を記載しているため、比率の合計が100.00%にならない場合があります。

II. 財務書類

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび円で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.29円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の報告書

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース／毎月分配型）の受益者各位

ルクセンブルグ、ルクセンブルグ1115、
ブルバール・コンラ・アデヌール2番

我々は、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース／毎月分配型）の2016年12月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書、同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約および財務書類に対するその他の注記から構成される添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、財務書類の作成および全体の適正な表示に関して責任を負うとともに、不正または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると判断された内部統制に関する責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグについて金融監督委員会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が専門家としての行動規範に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な保証を得るように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示についての監査証拠を入手するための監査手続を実施することが含まれる。不正または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された監査手続は監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に照らして適切である監査手続を策定するために、事業体による財務書類の作成および全体の適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは企業の内部統制の有効性の評価を目的としたものではない。

監査にはまた、管理会社の取締役会が採用した会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性の評価も含め、全体的な財務書類の表示を評価することが含まれている。

我々は、我々の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

我々は、当財務書類が、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース／毎月分配型）の2016年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示していると認める。

その他の情報

管理会社の取締役会はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報で構成されるが、財務書類および当該財務書類に対する我々の独立監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、それらに対していかなる種類の保証も行わない。

財務書類の監査に関連し、その他の情報を通読し、当該情報が年次財務書類もしくは監査を通じて得た発見事項と重大な相違があるか、または何らかの重大な虚偽表示があると考えられるかを評価することが我々の責任である。我々が実施した業務に基づき、我々が当該その他の情報に重大な虚偽記載が含まれているとの結論に至った場合、我々は当該事項を報告する義務がある。我々はこの点に関し、報告すべきことはない。

ルクセンブルグ、2017年4月6日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・
ソシエテ・コーペラティブ
独立監査人

ハラルド・ソーンズ



KPMG Luxembourg, Société coopérative
39, Avenue John F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Tel: +352 22 51 51 1
Fax: +352 22 51 71
Email: info@kpmg.lu
Internet: www.kpmg.lu

An die Anteilhaber des
DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES REVISEUR D'ENTREPRISES AGREÉ

Wir haben den beigefügten Jahresabschluss des DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD) geprüft, der aus der Vermögensaufstellung einschliesslich des Wertpapierbestands und der sonstigen Vermögenswerte zum 31. Dezember 2016, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen besteht.

Verantwortung des Vorstands der Verwaltungsgesellschaft für den Jahresabschluss

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstössen resultieren.

Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Jahresabschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Jahresabschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Jahresabschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des Réviseur d'Entreprises agréé ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Jahresabschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstössen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der Réviseur d'Entreprises agréé das für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch, um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben.



Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD) zum 31. Dezember 2016 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstige Informationen

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'Entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Luxemburg, 6. April 2017

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé


Harald Thönes

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース/毎月分配型)

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2016年12月31日現在

銘柄名	口数 /通貨	数量/額面		報告期間 中の買付 /追加	報告期間 中の売却 /処分	市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
							(米ドル)	(円)	
投資ファンド受益証券							4,904,280.00	545,797,321.20	97.23
グループ内ファンド受 益証券							4,904,280.00	545,797,321.20	97.23
米ドル建 DWS エ マージング・ソブリ ン・ボンド・マス ター・ファンド (豪ド ルクラス) (LU0758194046) (0.400%)	口数		54,000口		12,000口	90.8200米ドル (10,107.36円)	4,904,280.00	545,797,321.20	97.23
有価証券ポートフォリ オ合計							4,904,280.00	545,797,321.20	97.23
銀行預金		(表示通貨)	(円)				152,843.43	17,009,945.32	3.03
預託銀行に預け入れた 要求払預金									
米ドル建て預金	USD	128,770.79	14,330,901.22			% 100	128,770.79	14,330,901.22	2.55
E U/欧州経済領域国 通貨建て預金	USD	23,852.49	2,654,543.61			% 100	23,852.49	2,654,543.61	0.47
米ドル以外の通貨建て 預金									
日本円	JPY	25,726.00	25,726.00			% 100	220.15	24,500.49	0.00
その他の資産							9.13	1,016.08	0.00
未収利息	USD	9.13	1,016.08			% 100	9.13	1,016.08	0.00
資産合計 ¹							5,057,132.56	562,808,282.60	100.26
その他の負債							-4,617.37	-513,867.11	-0.09
費用項目による負債	USD	-4,599.06	-511,829.39			% 100	-4,599.06	-511,829.39	-0.09
追加のその他の負債	USD	-18.31	-2,037.72			% 100	-18.31	-2,037.72	0.00
受益証券取引による負 債	USD	-8,323.50	-926,322.32			% 100	-8,323.50	-926,322.32	-0.17
純資産							5,044,191.69	561,368,093.18	100.00
受益証券1口当たり純 資産価格							53.87	5,995.19	
発行済受益証券口数							93,642.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

為替レート (間接相場)

日本円 116.855524円 = 1米ドル

2016年12月30日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たりの純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項あるいはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグと管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

証券ポートフォリオに組み込まれている当投資ファンド受益証券の報告書作成時点において有効な管理報酬／一括報酬比率は括弧内に表示されている。プラスの表示は運用成果報酬が発生することを意味する。当ファンドが報告期間中に他の投資ファンド（ターゲット・ファンド）の受益証券を保有していたことにより、これらの各ターゲット・ファンドレベルで費用、経費および報酬が発生している可能性がある。当報告期間中にはいかなる販売手数料も解約手数料も支払われていない。

脚注

¹ 残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

損益計算書（収益調整を含む）

2016年1月1日から2016年12月31日までの期間

	(米ドル)	(円)
I. 収益		
1. 流動資産投資による受取利息（源泉徴収税控除前）	99.14	11,033.29
収益合計	99.14	11,033.29
II. 費用		
1. 借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息	-109.74	-12,212.96
2. 管理報酬	-58,933.28	-6,558,684.73
<u>以下を含む：</u>		
一括報酬	-58,933.28	-6,558,684.73
3. 監査および公告費用	-1,116.37	-124,240.82
<u>以下を含む：</u>		
公告費用	-1,116.37	-124,240.82
4. その他の費用	-40,328.88	-4,488,201.06
<u>以下を含む：</u>		
法務およびコンサルティング費用	-40,290.83	-4,483,966.47
年次税	-38.05	-4,234.58
費用合計	-100,488.27	-11,183,339.57
III. 純投資利益	-100,389.13	-11,172,306.28
IV. 売買取引		
1. 実現利益	0.00	0.00
2. 実現損失	-155,787.71	-17,337,614.25
キャピタル・ゲイン／ロス	-155,787.71	-17,337,614.25
V. 当期実現純利益／損失	-256,176.84	-28,509,920.52
1. 未実現評価益の純変動	0.00	0.00
2. 未実現評価損の純変動	663,117.72	73,798,371.06
VI. 当期未実現純利益／損失	663,117.72	73,798,371.06
VII. 当期純利益／損失	406,940.88	45,288,450.54

注：未実現評価益（損）の純変動は、期首現在のすべての評価益（損）の総額から期末現在のすべての未実現評価益（損）の総額を差し引いて計算されている。未実現評価益（損）の総額には、報告日現在で各資産に関して認識された評価額とそれぞれの取得原価との比較によるプラス（マイナス）の差額が含まれている。

表示されている未実現評価益／損に収益調整は含まれていない。

BVI 総費用比率（以下「TER」という。）

総費用比率は、年率1.87%であった。TERは、特定の会計年度における費用および報酬（取引費用を除く）の合計がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

ファンドは資産の20%超をターゲット・ファンドに投資している。追加の費用、経費および報酬がターゲット・ファンドレベルで発生している。ターゲット・ファンドがそのTERを公表している場合、ファンドレベルで考慮されることになる（シンセティックTER）。ターゲット・ファンドレベルでTERが公表されていない場合、一括報酬／管理報酬比率を計算に用いている。シンセティックTERは2.42%であった。

取引費用

報告期間に支払われた取引費用は、0.00米ドルであった。

取引費用には、報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われていた可能性のある、金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

純資産変動計算書

	(米ドル)	(円)
I. ファンドの期首純資産価額	5,525,734.52	614,958,994.73
1. 中間分配	-465,618.40	-51,818,671.74
2. 純流入額	-412,247.09	-45,878,978.65
a) 受益証券発行による流入	74,716.60	8,315,210.41
b) 受益証券買戻による流出	-486,963.69	-54,194,189.06
3. 収益調整	-10,618.22	-1,181,701.70
4. 当期純利益／損失	406,940.88	45,288,450.54
<u>以下を含む：</u>		
未実現評価益の純変動	0.00	0.00
未実現評価損の純変動	663,117.72	73,798,371.06
II. ファンドの期末純資産価額	5,044,191.69	561,368,093.18

損益の要約

	(米ドル)	(円)
実現利益（収益調整を含む）	0.00	0.00
実現損失（収益調整を含む）	-155,787.71	-17,337,614.25
源泉：		
有価証券取引	-153,702.83	-17,105,587.95
（先渡）為替取引	-2,084.88	-232,026.30
未実現評価益／損の純変動	663,117.72	73,798,371.06
源泉：		
有価証券取引	663,117.72	73,798,371.06

分配方針の詳細*

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(米ドル)	(円)
中間分配	2016年1月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年2月22日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年3月22日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年4月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年5月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年6月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年7月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年8月22日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年9月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年10月20日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年11月21日	USD	0.40	44.52
中間分配	2016年12月20日	USD	0.40	44.52

* 他の情報は売出目論見書に記載されている。

過去3年間の純資産および受益証券1口当たり純資産価格の変動

	期末純資産		受益証券1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2016年	5,044,191.69	561,368,093.18	53.87	5,995.19
2015年	5,525,734.52	614,958,994.73	54.78	6,096.47
2014年	7,671,517.56	853,763,189.25	69.04	7,683.46

密接な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

密接な関係のある企業および個人（所有持分が5%以上）であるブローカーを通じて実施された、当投資ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は0.00%であった。総取引額は0.00米ドルであった。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パートII（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付法律（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。

対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2016年12月31日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

Ⅲ. お知らせ

該当事項はありません。